

仕様書

1. 件名

トイレトレーラーし尿処理および清掃業務

2. 業務内容

▼し尿処理

トイレトレーラーの汚物タンク（800ℓ）の汲み取り、洗浄および汚水処理

- ①トイレトレーラーの個室4室にある便器からし尿の汲み取りを行う。
- ②4 箇所の便器から高圧洗浄機等を挿入して汚物タンク内を清掃したうえでドレン 2 箇所から排水を行い、汚水を汲み取る。
- ③汚物タンクを清水で満たした後、トイレトレーラー車体下部にあるドレン 2 箇所から排水を行い、汚水を汲み取り消毒作業を行う。
- ④作業中は、し尿および汚水が飛散しないよう細心の注意を払うとともに、万が一飛散した場合は、消毒の上、清掃すること。
- ④回収したし尿および汚水は、適切にし尿処理施設で処分すること。

▼清掃

トイレトレーラーの個室トイレ4室について清掃を行う。

- ①便器、洗面台は、柔らかいスポンジ等を使用して清掃を行う。
※便器は、薬剤を使用して清掃すること。
- ②床の泥、砂利等は箒、モップ等で除去したうえで、雑巾、クロス等を使用し、床、壁、化粧鏡、室内手すりの他、全体の拭き上げを行う。拭き上げ後は、水分が残らないように必要に応じて乾拭きを行うこと。ただし、排水口に排水しないこと。
- ③個室に残されたゴミ、清掃の際に生じたゴミは持ち帰ること。
- ④便器の清掃後、汚物タンクに流し入れた汚水も汲み取ること

3. その他

(1) 環境配慮の周知について

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

(参照)

草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

(2) 熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防

(3) 草津市の発注する物品の購入、役務の提供等（物品の買入れ、貸借、財産の売払い、その他役務提供、業務委託（建設工事等にかかる業務委託を除く。））における暴力団員等による不当介入の排除について

- 1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。

(通報書については、草津市ホームページ（事業者向けー入札・契約ー規則等ー物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について）に掲載)